

修正国際基準公開草案第2号

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案（以下「公開草案」という。）（2016年3月17日公表）

2. コメント募集期間

2016年3月17日～2016年5月31日

3. 意見募集文書を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（2016年7月25日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL2	株式会社プロネクサス プロネクサス総合研究所
CL3	日本公認会計士協会
CL4	有限責任監査法人トーマツ

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL5	吉井 一洋	証券系シンクタンク研究員

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、当委員会では分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
総論		
1) 究極的には、「削除又は修正」を行うべきではなく、やむをえない場合にのみ慎重な検討のうえ、可能な限り最小限とすべきである。	IASBが策定したIFRSに関する我が国におけるエンドースメント手続は、IFRSの任意適用の積上げ及びIFRSに対する積極的な意見発信を図るための方策の一つとして提言され、ASBJにて対応が行われていると理解しているものの、IFRSのエンドースメント手続を指定国際会計基準の指定の手続の一部として制度上確立させるよう関係者との間で調整を図ること、IFRS財団の目的に鑑みれば、エンドースメント手続の帰結は、究極的には、「修正国際基準」の作成に至ることなく、基準の「削除又は修正」は行われないものとするのが望ましいと考える。 引き続き、「修正国際基準」による「削除又は修正」は可能な限り必要最小限のものとし、やむなく「削除又は修正」を実施する場合は、その根拠がASBJの従来からの国際的な意見発信及び既存の「削除又は修正」項目と整合的であることを慎重に検討することを希望する。	当委員会は、エンドースメント手続を行ううえで、「削除又は修正」を必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することとしている。 初度エンドースメント手続からこの方針に変更はなく、「削除又は修正」の検討を慎重に行っている
2) 「削除又は修正」することにより生じるリスクについて十分に考慮すべきである。	我が国においてIFRSの任意適用の積上げを図ることは重要であると考えている。 ASBJが進めているエンドースメント手続もその目的に貢献することを期待しており、IFRSの任意適用を拡大する最も本質的な意義と考えられるグローバルに比較可能な財務報告基準の国内市場での利用拡大に反するものとならないよう手続を構成・運用することが重要である。 IFRSのエンドースメント手続は、運用を誤れば、単一で高品質な会計基準の利用というIFRSを用いる本来的意義を喪失させ、日本の市場や企業の財務報告に対する内外からの信頼性の維持・向上に反する作用をもたらす可能性もある。このため、ASBJには、エンドースメント手続の意義に加え、「削除又は修正」を行うリスクも十分に踏まえた対応をお願いしたい。 具体的には、提案されている「削除又は修正」が、内外の関係者が最善の解決と認める方法であるか否かについて、関係者からのコメントを踏まえてASBJが更に検討を深化させることを期待している。	当委員会は、エンドースメント手続を行ううえで、「削除又は修正」を必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することとしている。 初度エンドースメント手続からこの方針に変更はなく、「削除又は修正」の検討を慎重に行っている。 公開草案の「削除又は修正」は、公開草案の審議段階において、その必要性と複数の「削除又は修正」の可能性を比較検討

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		して提案したものであるが、回答者から寄せられた具体的なコメントを踏まえて、必要な修正を行っている。
質問 1 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジのノンリサイクリング処理		
3) 公開草案の提案に同意する。	「IFRS 第9号 (2013年)」を「削除又は修正」の対象とすることはこれまでの「修正国際基準」の考え方と一貫していると考えられるため、同意する。 ASBJ の従来からの国際的な意見発信との整合性の観点から、その他の包括利益のリサイクリング処理に関する論点を「削除又は修正」の対象にしたと理解している。	「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジのノンリサイクリング処理」について「削除又は修正」する公開草案を支持するコメントである。
4) 「削除又は修正」にあたっては、日本基準における時価ヘッジと同様の方法を認めるべきである。	その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品（以下、「FVTOCI資本性金融商品」という。）への投資をヘッジ対象とする公正価値ヘッジに関して提案された「削除又は修正」は、次の理由により、提案された方法ではなく、通常の公正価値ヘッジの方法によることも考えられる。 ー「削除又は修正」の対象は、FVTOCI 資本性金融商品への投資をヘッジ対象とする公正価値ヘッジであるが、「削除又は修正」された結果はキャッシュ・フロー・ヘッジと同様の会計処理となっている。ヘッジの方法と会計処理を整合的に対応させる観点からは、提案されている方法を採用する合理性は不明確である。 ーヘッジの非有効部分は原則として発生した時点で純損益に認識することが国際的な会計基準における典型的な処理であり、提案はこれに整合しない。 ー提案された方法は、IAS第39号の売却可能金融資産やIFRS第9号 (2014年) 4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値ヘッジの会計処理 (IAS第39号第89項(b) 及びIFRS第9号 (2014年) 6.5.8項(b)) との整合性を欠いている。 日本基準の場合、その他有価証券に計上している株式をデリバティブでヘッジする場合には、会社法上の処分可能利益の計算の制約等から、実務上は、時価ヘッジ会計を適用し、ヘッジ対象の株式とヘッジ手段のデリバティブのヘッジ開始後の公正価値の変動を当期の損益に計上する処理を用いている場合が多いと思われる。 しかし、修正国際基準について今回の公開草案のような修正をした場合、連単の処理が別れてしまう点が懸念される。	修正国際基準公開草案第2号企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理 (案)」第43項に記載のとおり、日本基準における時価ヘッジと同様の方法を認めるべきか否かについても本公開草案の作成段階で検討したうえで、この案を採用しないこととした。 今般、寄せられたコメントについては、次のように考えている。 採用した処理がキャッシュ・フロー・ヘッジと同様の会計処理となっているとの指摘に関しては、ヘッジ対象のFVTOCI 資本性金融商品のその他の包括利益と、ヘッジ手段に関するその他の包括利益が相殺の効果を持つため、リサイクリングが行われるまではその他の包括利益を基礎とした公正価値ヘッジとなっていると考えられる。 また、非有効部分が純損益認識されない点については、リサイクリングの必要性に焦点を当てるため、この方法は採用していない。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	株式を売買目的とする方法は、ある特定の期間の公正価値の変動についてのみヘッジする場合には対応できず、そもそも株式を売買目的で保有できない業種もある。資本性金融商品の公正価値ヘッジについて、リサイクリングの考え方は維持しつつ、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動を当期の損益に認識する処理も選択肢として認めてはどうか。	さらに、IFRS 第 9 号（2014 年）4.1.2A 項で分類される金融資産等に対する公正価値ヘッジの取扱いとの整合性を欠いているとの指摘については、当該分類が IFRS 第 9 号の 2014 年改訂で導入された後でも、FVTOCI 資本性金融商品をヘッジ対象とする公正価値ヘッジの取扱いに変更はないため、IFRS 第 9 号（2014 年）4.1.2A 項の金融資産に対する公正価値ヘッジと取扱いを整合させる必要性は乏しいと考えられる。 また、連結と個別の処理が分かれてしまうとの指摘については、これがヘッジ会計の処理の違いに起因するものであるため、選択肢を設ける意義は乏しいと考える。
質問2 キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント		
5) 公開草案の提案の意義を認める。	純損益と包括利益は本質的に認識時期の相違であるという考え方はこれまでの「修正国際基準」の考え方と一貫しており、IFRS 第 9 号に示されているキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の会計処理はその考え方と一貫しないと考えられるため、改正案に同意する。 初度エンドースメント手続においてリサイクリング処理を必要とする理由の一つとして挙げた純損益と包括利益との関係の考え方（現行の修正会計基準第 2 号第 18 項(3)）との整合性を図るため、ベースス・アジャストメントに関して「削除又は修正」を行うことは、首尾一貫した意見発信をする上である程度の意義があると考ええる。	「キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント」について「削除又は修正」する本公開草案の意義を認めるコメントである。
6) 「削除又は修正」することについて説得的な説明が必要である。	「ベースス・アジャストメントは、純損益には影響せず、厳密にはノンリサイクリングの問題とはいえない」、「論点として些末であり、削除・修正を必要最小限にする観点からそのままでもよい」等の理由から、本提案に賛同しない意見もあることから、ベースス・アジャストメントを「削除又は修正」することがリサイクリングの主張を補強する観点で、いかに IASB への意見発信の強化につながるのかについて、説得的な説明が必要である。 現状、IASB における概念フレームワークの議論にお	受領したコメントも踏まえて、IFRS 第 9 号（2013 年）のベースス・アジャストメントの取扱いを「削除又は修正」する修正国際基準公開草案第 2 号企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」第 46 項及び第 47 項の意義を、別の

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	いて、日本のリサイクリングの主張が十分に受け入れられているとはいえないことから、今後の効果的な意見発信のための有効なアプローチを再度よく検討して欲しい。 キャッシュ・フロー・ヘッジのベースス・アジャストメントに関する本「削除又は修正」案は、初度エンドースメント手続において、その他の包括利益に含まれたすべての項目について、純損益へのリサイクリング処理を必要とするとした理由に基づいており、本「削除又は修正」が、その他の包括利益のリサイクリング処理を必要とする ASBJ の考え方と一貫したものであることは理解する。ただし、この領域においてリサイクリング処理を導入することの実際上の有用性や、ベースス・アジャストメントという会計処理にその他の包括損益を用いることの理論的意義、更には IASB がリサイクリング処理を導入しない理由として示した事項（IFRS 第 9 号 BC6. 380 項）への明確かつ具体的な反論が示されることが期待される。	形で表現し、企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」第 2 号第 48 項後段に挿入することとした。 また、我が国のリサイクリングに関する主張については、IASB の審議状況を踏まえ、他の会計基準設定主体等との連携を深めることにより、効果的となるよう対応を図っていく。
7) 文言をより明確にすべきである。	提案された処理が最終化される場合、「その他の包括利益の会計処理（案）」第 6-2 項における IFRS 第 9 号 6.5.11 項の「削除又は修正」案は、次の文案のように明瞭化することを提案する。（二重下線は追加提案部分、二重取消線は削除提案部分を示す。） 6.5.11 項 キャッシュ・フロー・ヘッジが 6.4.1 項の適格要件を満たしている限りは、ヘッジ関係を次のように会計処理しなければならない。 （中略） (d) (a)に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、次のように会計処理しなければならない。 (i) ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、企業は、当該金額を<u>その他の包括利益に含めることを通じて</u>キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去する<u>してその他の包括利益に含める</u>とともに、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。~~これは組替調整ではない（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」参照）ので、その他の包括利益には影響しない。~~ （以下 略）	公開草案の表現では、包括利益計算書におけるその他の包括利益での認識を通じて、財政状態計算書の資本の独立項目であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金が減少するプロセスが不明瞭であるとの指摘と考えられるため、英語の表現も勘案した修正を行った。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
8) 同様にオプションの時間的価値の会計処理についても「削除又は修正」が必要である。	IFRS 第9号6.5.15項(b)(i)では、オプションの本源価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合に、取引に関連したヘッジ対象がその後に非金融資産若しくは非金融負債、又は公正価値ヘッジ会計が適用される非金融資産又は非金融負債に係る確定約定の認識を生じる場合における、ヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動の累計額について、6.5.11項(d)(i)のキャッシュ・フロー・ヘッジのベース・アジャストメントと同様の会計処理を規定している。そのため、6.5.11項(d)(i)を「削除又は修正」の対象とするのであれば、6.5.15項(b)(i)も同様に「削除又は修正」の対象とすることが整合的である。	受領したコメントを踏まえて、IFRS 第9号(2013年)6.5.15項(b)(i)及びそれに関連するIAS第1号第96項も「削除又は修正」を行った。
質問3 その他		
9) その他の項目で「削除又は修正」すべき項目はない。	「削除又は修正」を必要最小限とする ASBJ の判断基準からすると、2013 年中に IASB により公表された会計基準等のうち、質問 1 及び質問 2 で取り上げた項目以外で「削除又は修正」を行うべき項目はないと考える。 IFRS は既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用している我が国企業の財務報告が我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。このため、「削除又は修正」を行うべきと考える項目は存在しない。	公開草案を支持するコメントである。
10) 過去のエンドースメント手続の結果について引き続き検討すべきである。	前回の修正国際基準を審議するにあたり、「削除又は修正」を行わずに採択した項目のうち、特に懸念が寄せられたその他の項目として列挙された「資産に関する公正価値測定範囲」、ならびに「金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値変動」について、「削除又は修正」の検討を続行すべきである。	初度エンドースメント手続以降、当該手続で行った「削除又は修正」に関する判断を見直す事象を識別していないが、今後も意見発信を継続していく所存である。なお、「金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値変動」は、その他の包括利益に計上された公正価値変動がリサイクリングされない点を問題と考えて、初度エンドースメント手続にて「削除又は修正」を行っているが、その他の包括利益を通じて信用リスクに起因する公正価値変動を認識することについては、我が国における基本的な考え方との相違はないと整理している。

以上